多重放送の項中「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和63年郵政省令第25号）」を「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第89号）」に、同表超短波データ多重放送の項中「超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成７年郵政省令第17号）」を「超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第90号）」に、同表標準テレビジョン放送の項中「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成３年郵政省令第36号）」を「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）」に、「第21条」を「第24条」に、「第52条」を「第85条」に改め、同表標準テレビジョン音声多重放送の項中「標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和58年郵政省令第23号）」を「標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第91号）」に、「第13条」を「第14条」に改め、同表標準テレビジョン文字多重放送の項中「標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和60年郵政省令第77号）」を「標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第92号）」に、「第19条」を「第20条」に改め、同表標準テレビジョン・データ多重放送の項及び高精細度テレビジョン放送の項を次のように改める。

標準テレビジョン・データ多重放送	人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第93号）第３章第２節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第27条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	ＴＤ１
	地上又は人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第２章第２節又は第３章第３節に規定される方式により放送するもの		ＴＤ２
	地上	標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第２章第３節に規定される方式により放送するもの		ＴＤ３
高精細度テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第５章第２節又は第６章第３節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	ＴＨ２

別表第十五の表高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送の項及び高精細度テレビジョン音声多重放送の項及び高精細度テレビジョン・データ多重放送の項を削る。

別表第二十二号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百六十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第１から第６まで、別表第二号の三第１及び別表第二号の三第３の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するための無線局の目的コードを定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行することとしたので告示する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

別表第一号中「電気通信業務用 | ＣＣＣ」を「電気 / 電気 / 電気

通信業務用 | ＣＣＣ
通信業務用（一般放送利用を含む。） | ＣＣＧ
通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。） | ＣＣＦ」

に改め、超短波放送（デジタル放送・受託国内放送）の項、超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む・衛星補助放送）の項及び標準テレビジョン放送（受託国内放送）の項を削り、「標準テレビジョン放送（デジタル放送・受託国内放送） | ＤＴＪ」を「標準テレビジョン放送（デジタル放送） | ＤＴＪ」に改め、標準テレビジョン音声多重放送（受託国内放送）の項、標準テレビジョン文字多重放送（受託国内放送）の項、標準テレビジョン・データ多重放送（受託国内放送）の項及び高精細度テレビジョン放送（デジタル放送・受託国内放送）の項を削り、「データ放送（デジタル放送・受託国内放送） | ＤＤＪ」を「データ放送（デジタル放送） | ＤＤＪ」に、「超短波文字多重放送（臨時目的放送・有料放送を含む。） | ＥＰＣ」を「超短波文字多重放送（臨時目的放送・有料放送を含む。） | ＥＰＣ
一般放送 | ＢＣＢ」に改める。

別表第二号中「電気通信業務に関する事項 | ＣＣＣ」を「電気 / 電気

通信業務に関する事項 | ＣＣＣ
通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項 | ＣＣＧ」

に、「熱供給事業に関する事項 | ＨＥＴ」を「熱供給事業に関する事項
一般放送に関する事項 | ＨＥＴ
| ＢＣＢ」に改める。

○総務省告示第二百六十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第八条の三の四第１項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第八百二号（放送局の事業計画のうち特に公表することが適当であるとして総務大臣が告示する事項を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博